

公 示 日：2025年8月6日（水）

調達管理番号：25a00433

国 名：ニカラグア

担 当 部 署：環境管理・気候変動対策グループ第二チーム

調 達 件 名：ニカラグア国マナグア湖の水質・汚染源管理能力向上プロジェクト
詳細計画策定調査（水環境管理）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：水環境管理
- （2）格 付：3号
- （3）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2025年9月下旬から2025年11月下旬
- （2）業務人月：1.0
- （3）業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
5日 15日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1部
- （2）見積書提出部数：1部
- （3）提出期限：2025年8月27日（水）（12時まで）
- （4）提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2024 年 4 月（2025 年 3 月追記版））の「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2025 年 9 月 5 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

（計 100 点）

類似業務経験の分野	水環境管理に係る各種調査
-----------	--------------

対象国及び類似地域	中南米地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ニカラグア共和国（以下ニカラグア）の首都マナグア市には、約 1,000 km²の面積を持つ（琵琶湖の約 2 倍弱）マナグア湖が隣接している。マナグア湖には、マナグア市やその他の周辺市からの未処理の産業排水、生活排水、畑からの排水が流入し汚染されてきた。また湖から流出する河川は 1 つのみで実質的に閉鎖湖となっており、湖水質環境改善が難しい状況である一方、観光としての利用推進や将来的には地下水の代替水源として期待されている。

この状況に対応するため、ニカラグア政府は、1995 年にマナグア市下水道マスタープランを作成し、2009 年には下水処理場の運用を開始した。現在、マナグア市の下水普及率が 65% まで増加している。2013 年には、水質に大きく影響を与えていた廃棄物集積場に代わり衛生埋立最終処分場が設置される等、水質改善に向けた取り組みがなされてきた。しかし 2018 年の政情不安やコロナ禍の影響でマナグア湖の水質改善に向けての動きは停止し、2020 年には、マナグア湖の水質保全を管理するマナグア湖流域管理委員会が法改正により廃止され、マナグア湖の水環境保全の取り組みが一旦停止した。JICA ニカラグア事務所が 2023 年に実施した基礎情報収集調査では、生態系に悪影響を及ぼす汚染物質が検出されていることが報告されており、汚染物質負荷低減への喫緊の対策の必要性が確認されている。本報告書では、汚染の原因として、マナグア市からの下水排水、中小零細事業者の未処理排水、マナグア市内からの廃棄物の不法投棄等があげられており、湖北では火山性由来の重金属汚染も報告されている。

ニカラグア政府は、水資源一般法（法律 620（1046 改正））に基づき、世界銀行（以下世銀）の支援のもと水資源の管理・保全の制度枠組みの確立に向けて「国家水資源計画（PNRH/2017）」を定め、マナグア湖等、下水流入による汚染が進んでいる地表水域に対して 2030 年までに行うべき対策計画を策定した。さらに 2021 年、Global Water Partnership Central America(GWP CAM)の協力により、Nicaragua Integrated Water Resource Management Action Plan (PAGIRH)2022-2026¹を作成し、2030 年までの具体的な水質改善に向けた目標設定を定めた。

¹ [summary-pagirh---nicaragua.pdf](#) 参照。（英語要約版）

この計画では、①制度と法的枠組みの強化、②情報システムとガバナンス能力の向上、③地域参加と社会的包摂の促進、④資金調達と持続可能な実施の確保、以上の4つの戦略の柱を立てている。

こうした政策策定は進む一方で、その実施体制は引き続き課題を有している。マナグア湖に直接排水をする事業者等の排水ライセンス管理は水資源庁（以下 ANA）の管轄、排水モニタリングは環境天然資源省（以下 MARENA）の業務となっており、両者の協力関係が求められているが、役割分担は明確ではない。また、ANA 自体はラボを有しておらず、認可された民間企業や大学に検査分析を発注している。検査対象項目や基準値含め水質検査・モニタリング等の詳細規定は定められておらず、ANA においても検査結果を評価する能力が不足している。本業務に関しては、MARENA の能力も不足していることが報告されている。また水利用の役割を担う上下水道公社（以下 ENACAL）が、法令 77-2003（廃水の排出規制の確立）に従い定期的に下水処理場に流入する排水と下水処理場から湖に流出する排水を検査・モニタリングしている。ENACAL はラボを有し分析を行っているが、水質検査機材が不足し、検査項目や基準値も国際基準値より緩い設定となっており、現状の検査体制では、安全な水利用にむけて十分なモニタリング体制は整っていない。

こうした背景を踏まえ、ニカラグア政府は、マナグア湖の水質改善及び保全に向けて、ANA・MARENA・ENACAL 等の関係機関の協力関係の強化と制度化、あわせて各機関の責任範囲に基づく、水質検査・評価・モニタリングの技術向上や評価する能力強化に向けた「ニカラグア国マナグア湖の水質・汚染源管理能力向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施に係る協力を要請し、それを受けて JICA がプロジェクトに関する事前評価及びプロジェクト内容を協議・決定することを目的として詳細計画策定調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（2025 年 9 月下旬～2025 年 10 月上旬）

- ① 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）
の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、ニカラグア側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成

した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。

- ② プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案の担当分野関連部分の案を検討し、作成する。
- ③ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

（２）現地業務（2025 年 10 月中旬～2025 年 10 月下旬）

- ① JICA ニカラグア事務所等との打合せに参加する。
- ② ニカラグア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、担当分野に関する調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、会議毎に簡易議事録案（日本語）及び出席者名簿（名前、所属組織、職位、連絡先（電話・メールアドレス）を含む）（英語）を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ア） 関連する各組織の役割分担、中央／地方政府の連絡調整／指揮命令体制
 - イ） 各組織の人員体制、予算規模・内訳、予算獲得の仕組み
 - ウ） 関連各組織の実態調査及びキャパシティ分析
 - A) 関連各組織の所掌業務についてヒアリング等を通じアップデートする。
 - B) 関連各組織の部署別人数、各人の教育のバックグラウンド、業務経験について可能な範囲で情報収集を行う。
 - C) マナグア湖水環境管理における関連する組織が他にある場合、その機能及び役割について、可能な範囲で収集する。
 - エ） 関連する各開発計画、政策・制度
 - オ） 現地再委託を請負可能なニカラグア国内の組織及び業務実施単価に関する情報を収集する。
- ④ 上記 3 で収集した情報を元に、担当分野の観点から本プロジェクトの協力方針や課題、留意事項の整理・提言を行う。
- ⑤ プロジェクト活動に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下のとおり。
 - ア） 本プロジェクトでは、ANA が中心となり、MARENA、ENACAL 及

びマナグア市と連携してのマナグア湖の水環境管理を行う組織化支援を検討している。すでに共同で管理していく政策については、PAGIRH で定められているが、本政策に基づく適切な管理体制案について、ニカラグア側からの意見・要望を踏まえて検討し、提案する。

イ) マナグア湖の水環境管理における、気候変動に係る情報収集として、ニカラグアの「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contributions)を確認する。

ウ) 横断的事項として、生物多様性に係る情報収集及びジェンダー主流化に係る情報収集を、他調査団員と協力して実施する。特に水環境政策に関するジェンダー政策について情報を収集する。

⑥ 調査結果に基づき、JICA と先方機関との協議に同席し、担当分野に係る PDM 案、PO 案、協議議事録 (M/M: Minutes of Meetings) 案の作成に協力する。

⑦ 実施機関に対する討議議事録 (R/D: Record of Discussions) 案を含む、M/M 案の説明に参加し、担当分野に関する内容の説明・補足を行う。

⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ニカラグア事務所等に報告する。

(2) 整理業務 (2025 年 11 月上旬～2025 年 11 月下旬)

① 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2025 年 11 月 21 日 (金) までに提出。

①担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2025 年 10 月 11 日～10 月 25 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の一部調査団員と同日程での現地調査を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 水環境管理（本コンサルタント）

エ) 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ニカラグア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳備上：英西語の通訳を備上

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。

力) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理・気候変動グループ第二チームから配付しますので、gegem@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・要請書（西語・仮英訳）
- ・案件概要表
- ・JICA ニカラグア事務所が 2021 年に実施した基礎情報収集調査報告書（西・英仮訳）
- ・JICA ニカラグア事務所が 2023 年に実施した基礎情報収集調査報告書

① 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・「ニカラグア共和国マナグア市無収水管理能力強化プロジェクト終了時評価報告書」

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12354684.pdf>

- ・「ニカラグア共和国水銀調査・分析能力向上プロジェクト事業完了報告書」

https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000033589_01.pdf

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ニカラグア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思いますと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上